

平成20年(行ツ)代66号 平成20年(行ヒ)第68号
最高裁判所第一小法廷 裁判長 横尾和子 殿
京都山科 今西税金裁判事件

原告今西さんが提出した帳簿書類の証拠を調べ、「立会人問題」について憲法を精神を生かした判断をおこない、公正な裁判を求める要請書

【要請趣旨】

この事件は、2001年7月、2人の東山税務署員が、きちんと記帳と納税を続けてきた山科区在住の今西和政さん(61才 土木建築業)宅に事前通知をせず突然訪れ、具体的な調査理由も開示せずに始まった調査です。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3千万円余りの更正処分をおこなってきました。

今西さんは多忙な仕事をこなしつつ、奥さんの協力を得て、どんなに仕事で帰りが遅くなってもその日のうちに日報をきちんとつけ、帳簿を作成してきました。これまで、裁判所に証拠として提出した帳簿・請求書などの資料は、3万点以上にのぼります。

被告の国・税務署側は、1審の京都地方裁判所において、原告が提出した証拠の認否さえも行ないませんでした。そして、京都地裁は証拠を一切調べないまま「帳簿等の保存がない場合に当たる」という不当判決をくだしました。

2審の大阪高裁では、立会人について「…実定法上、税務調査において、納税者に税理士資格を有しない第三者を立ち合わせる旨の規定がないだけでなく、第三者が知りうる状態において調査を行うことは、守秘義務に違反するおそれがあるのであるから、税理士以外の法律上守秘義務を負わない第三者の立合いを認めるかどうかは、原則として、税務職員の裁量に委ねられているものと解される。」とし、これまで立会人がいるため帳簿書類が見れず、だから提示がなかったとしていましたが「…控訴人(今西さん)は、帳簿書類を準備し、外形上はこれを提示したと見うる状態に置きながら…」 「…当裁判所も両者が別概念(消費税法30条7項で規定されている帳簿書類の保存と提示の意味)である事を否定しない。…」と、「保存」と「提示」は別のものである事を認め、今西さんが帳簿・書類を提示した事実まで認めており、帳簿・書類の存在を否定できませんでした。

つきましては、最高裁判所におきましては、上告された本件について、私たちは公正な裁判を求めて以下の要請を行ないます。

【要請事項】

原告今西さんが提出した帳簿書類の証拠を調べ、「立会人問題」について憲法を精神を生かした判断をおこない、公正な裁判が下される事を要請します。

氏 名	住 所

取り扱い団体 消費税の2重取りを許さず、税制・税務行政をただす京都山科の会